

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）Ⅱ記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（C—1000）</p> <p><u>関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「<u>照会貨物の説明</u>」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、<u>当該事実がある場合には、その事前教示番号</u>を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の<u>該当する項目</u>を○印で囲み、<u>当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）</u></p>	<p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（C—1000）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「<u>照会貨物の製法等</u>」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、<u>その事前教示番号</u>を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無について記載し、<u>当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）</u>を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例 1）本品は、白色顔料（30%）、バインダー（10%）及び溶剤（60%）から成る白色のやや粘稠（<u>ちゅう</u>）な液体であって、容量 30 cc の小びんに収められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。</p> <p>（例 2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1 個の重量 5 kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（マルテイパン）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>非公開理由</u>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>なお、「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄中に記載した文言に下線を引き、当該下線部分が非公開情報であ</p>	<p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>性状</u>、成分割合、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例 1）本品は、白色顔料（30%）、バインダー（10%）及び溶剤（60%）から成る白色のやや粘稠な液体であって、容量 30 cc の小びんに収められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。</p> <p>（例 2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1 個の重量 5 kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（マルテイパン）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>非公開理由</u>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>（省略）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る旨を記載して差し支えない。また、当該下線部分について、公開可能な情報に置き替えることができる場合においては、【 】（墨付き括弧）で囲み、当該下線に続けて記載することとする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—2）</p> <p><u>原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の原産地調査官等に 1 部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>「<u>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</u>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、<u>当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</u></p> <p>「<u>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</u>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、<u>当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</u></p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—2）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>「<u>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</u>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<u>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</u>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（C—1000—13）</p> <p><u>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要な事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。</u></p> <p><u>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</u></p> <p><u>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</u></p> <p><u>「登録番号」欄にはシステムにより自動賦与される登録番号を記載する。</u></p> <p><u>「照会者の住所・氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所・氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</u></p> <p><u>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には 99999 と記載する。</u></p> <p><u>「照会文」中の「関税率表適用上の所属区分」、「関税率」、「統計品目番号」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</u></p> <p><u>「品名、銘柄及び型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及</u></p>	<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（C—1000—13）</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</u></p> <p><u>「製造者、製造地」欄には、当該照会に係る貨物の製造者（天然産品等で製造者が判然としないものについては、その輸出者）の氏名又は名称及び製造地を記載する。</u></p> <p><u>「単価」欄には、当該照会に係る貨物の価格条件に応じた単価を記載する。</u></p> <p><u>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</u></p> <p><u>「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入する。</u></p> <p><u>「参考資料」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</u></p> <p><u>「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。</u></p> <p><u>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</u></p> <p><u>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号を記載する。</p> <p><u>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</u></p> <p><u>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</u></p> <p><u>「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</u></p> <p><u>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</u></p> <p><u>（例1）本品は、白色顔料（30%）、バインダー（10%）及び溶剤（60%）から成る白色のやや粘稠（ちゅう）な液体であって、容量 30 cc の小びんに収められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。</u></p> <p><u>（例2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1 個の重量 5 kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（マルテイパン）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</u></p> <p><u>「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄には、当該貨物の関税率</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>表適用上の所属区分等について照会者の意見を有するか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入し、意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。</p> <p>「<u>統一補足説明：提出 枚</u>」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>「<u>文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて</u>」欄については、関税法基本通達 7—19—2 の(5)の口の要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。</p> <p>「<u>非公開期間の要否</u>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の要・否のうち要を○で囲む。</p> <p>「<u>非公開理由</u>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>なお、「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄中に記載した文言に下線を引き、当該下線部分が非公開情報である旨を記載して差し支えない。また、当該下線部分について、公開可能な情報に置き替えることができる場合においては、【 】（墨付き括弧）で囲み、当該下線に続けて記載することとする。</p> <p>「<u>非公開期間</u>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、記載できる非公開期間は 180 日を超えないものとする。</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用） （C—1000—16）</p> <p><u>インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要な事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の原産地調査官等に電子メールにより送信する。</u></p> <p><u>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</u></p> <p><u>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</u></p> <p><u>「登録番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</u></p> <p><u>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</u></p> <p><u>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には 99999 と記載する。</u></p> <p><u>「照会文」中の「WTO協定」、「経済連携協定（ ）」、「特惠」、及び「その他（ ）」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。また、「経済連携協定」又は「その他」に該当する場合には、括弧内に経済連携協定の締約国名等を記載する。</u></p> <p><u>「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型</u></p>	<p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用） （C—1000—16）</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>式の名称若しくは符号を記載する。</u></p> <p><u>「製造者・製造地」欄には、原産地認定に関係しないささいな部分品に関するものを除き、当該照会に係る貨物に関する全ての製造者の氏名又は名称及び製造地を記載する。</u></p> <p><u>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</u></p> <p><u>「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入する。</u></p> <p><u>「参考資料」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</u></p> <p><u>「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかないかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。</u></p> <p><u>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</u></p> <p><u>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</u></p> <p><u>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</u></p> <p><u>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</u></p> <p><u>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品の H S 番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。</u></p> <p><u>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</u></p> <p><u>「原産地認定に関する意見」欄には、当該貨物の原産地について照会者の意見を有するか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入し、意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。</u></p> <p><u>「統一補足説明：提出 枚」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○印で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</u></p> <p><u>「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達 7—19—2 の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。</u></p> <p><u>「非公開期間の要否」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の要・否のうち要を○印で囲む。</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</u></p> <p><u>「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、記載できる非公開期間は 180 日を超えないものとする。</u></p>	